

回答書

第1回 令和8年6月10日

番号：山学物第24号

件名：山鹿市立小中学校デジタル教科書用パソコンリース業務（長期継続契約）

場所：山鹿市立小中学校

学校教育課長

質問事項について下記のとおり回答します。

番号	ページ	質問	回答
1		①半導体不足や部品調達の遅れといった外的要因により、IT機器の製造・納入スケジュールがメーカー都合で変動するリスクがございます。これら受注者の管理が及ばない事情に起因する納入遅延については、ペナルティ（指名停止や遅延違約金）の適用を行わず、契約開始時期の調整を含めた協議に応じていただくことは可能でしょうか。	可能です。協議が必要になった場合はその都度適切に対応いたします。また、不可抗力によるものであれば、ペナルティ（指名停止や遅延違約金）の適用は行いません。
2		②リース満了後の措置について ・撤去作業は弊社指定業者の対応となりますがよろしかったでしょうか。 ・また撤去対象機器は各設置場所からの撤去となりますでしょうか。（一か所に集約して頂けますと助かります） ・撤去はデータ消去後との記載がありますが、現地でのデータ消去でしょうか。（機器撤去後に引取業者の専用ヤードでのデータ消去の対応は可能でしょうか）	撤去作業は、指定業者による対応によるもので構いません。その際には、再委任等承諾申請が必要となります。 撤去対象機器は各設置場所（13校）からの撤去となり、各学校ごと1か所に集約します。 機器撤去後に引取業者の専用ヤードでのデータ消去は可能ですが、作業状況がわかる写真（作業前、作業中、作業後）とデータを消去したことを証明する旨を文書で提出し

	<p>・また、データ消去は専用のソフトウェアによるデータ消去となりますがよろしかったでしょうか。</p>	<p>てください。</p> <p>データ消去は専用ソフトによるものである場合、事前に協議し、適切に実施できるものと判断できる場合には可能です。また、認められない場合は物理的破壊をお願いする場合があります。</p>
--	--	--